

## 熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金交付要綱

令和3年9月24日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づき、埼玉県による営業時間の短縮等の要請に応じているにもかかわらず、埼玉県感染防止対策協力金の支給対象に該当しない日中営業型飲食店の事業継続を支援するため、市が予算の範囲内において交付する熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を備える飲食店の事業者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していること。
- (2) 令和3年8月2日（第5号において「基準日」という。）以前から市内で飲食スペースを設けて営業しており、かつ、今後も当該事業を継続していく意思があること。
- (3) 埼玉県が実施する「彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証制度」（第4条第4号において「飲食店プラス」という。）の認証を受け、かつ、当該認証に係るステッカーを店頭に掲示していること。
- (4) 前条第1項に規定する協力金の対象とならない飲食店（同項に規定する要請に応じている飲食店に限る。）で、次に掲げるもの以外であること。
  - ア 惣菜、弁当、和菓子、洋菓子、ドリンクスタンド等の持ち帰り専門の飲食店
  - イ ケータリング等のデリバリー専門の飲食店
  - ウ イートインスペースを有するスーパー、コンビニ等の小売店
  - エ ネットカフェ、マンガ喫茶等の宿泊を目的とした利用が見込まれる飲食店
  - オ キッチンカー等の移動販売を行う飲食店
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、本事業の目的及び趣旨を踏まえ支援金の交付に適さないと市長が判断した飲食店
- (5) 基準日から第4条の規定による申請の日までの期間に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (6) 代表者、役員、従業員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下こ

の項において「暴力団等」という。)に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、1事業者につき30万円とする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、令和4年1月31日までに熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 飲食店営業若しくは喫茶店営業の許可その他必要な許認可を取得していることがわかる書類の写し又は写真
- (2) 申請者の本人確認書類
- (3) 申請者名義の金融機関の預金通帳の写しその他支援金の振込先がわかる書類
- (4) 飲食店プラスの認証ステッカーを店頭に掲示していることがわかる写真
- (5) 熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金に関する誓約書兼同意書(様式第2号)

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、支援金の交付の可否を決定し、熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)又は熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知しなければならない。

(決定の取消し等)

第6条 市長は、前条の規定による交付の決定(以下この条において「交付決定」という。)を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)が偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市日中営業型飲食店応援事業支援金交付決定取消等通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の通知書により支援金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該支援金を返還しなければならない。

(報告の聴取等)

第7条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、関係者に対し報告を求め、又は帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定により報告を求められ、又は帳簿、書類等を調査された者は、これに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第8条 交付決定者は、支援金の交付に係る関係書類を整備し、当該支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

い。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに第4条の規定による申請をした事業者に係る第2条から第8条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。